

事業所税の手引き



千葉県柏市

目 次

【第1部】

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1 | 事業所税の概要 | 1 |
| 2 | 課税対象 | 3 |
| 3 | 納税義務者 | 3 |
| 4 | 課税標準 | 4 |
| 5 | 税率 | 11 |
| 6 | 免税点 | 11 |
| 7 | 非課税 | 12 |
| 8 | 課税標準の特例 | 12 |
| 9 | 減免 | 13 |
| 10 | 申告納付 | 13 |
| 11 | 特殊関係者のみなし共同事業 | 14 |
| 12 | 事業所等の開設・廃止及び貸付に係る申告 | 17 |
| 13 | 加算金 | 17 |
| 14 | 延滞金 | 18 |
| 15 | マイナンバー導入に伴う変更点 | 18 |

【第2部】

| | |
|-------------|----|
| 非課税（一覧） | 20 |
| 防火対象物（一覧） | 25 |
| 消防用設備等 | 26 |
| 防災施設等 | 27 |
| 課税標準の特例（一覧） | 28 |
| 減免（一覧） | 32 |

注) 関係する地方税法の条項は、
地方税法 701 条の 34 第 3 項第 1 号であれば「法 701 の 34③ 1」と
地方税法附則第 32 条の 3 第 1 項であれば「法附則 32 の 3①」と
略しています。

事業所税を申告される皆様へ

日頃、本市の税務業務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

事業所税の課税のしくみについてのご理解と、申告に際しての参考としていただくために、この『事業所税の手引き』を作成いたしました。

事業所税は、行政サービスと事業活動との間にある受益関係に着目し、その事業活動の規模に応じて税を負担していただき、都市環境の整備に充てるための目的税として昭和 50 年に創設されました。

柏市においては、平成 2 年 4 月 27 日に課税団体として政令指定を受け、平成 2 年 10 月 1 日から施行しております。

また、事業所税は申告納付税目となっておりますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告して算出した税額を納付する仕組みとなっております。

なお、実際の申告にあたり、不明な点がありましたら、お手数でも事業所税担当までお問合せください。

今後、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

柏市財政部市民税課

1 事業所税の概要

(1) 事業所税とは

事業所税は、人口・企業が集中することにより、都市環境の整備・改善等が必要とされる都市等において、その行政サービスとそこに所在する事務所・事業所（以下事業所等」といいます。）との受益関係に着目し、各種の行政サービスを行う財源の一部をその受益者である事業所等に対して税負担の形で求める目的税として、昭和 50 年に創設されました。

事業所税の課税団体には、事業所等の集中が生む行政需要により財政に相当の負担を受けていると認められる人口 30 万人以上の都市等の団体が指定されております。

(2) 事業所税の用途

- ①道路，駐車場等の交通施設の整備
- ②公園，緑地等の公共空き地の整備
- ③上下水道，廃棄物処理施設等の整備
- ④河川，水路等の整備
- ⑤学校，図書館等の教育文化施設の整備
- ⑥病院等の医療施設又は社会福祉施設の整備
- ⑦公害防止や防災等の施設の整備
- ⑧その他，都市環境の整備及び改善に必要な事業の内一定のもの

(3) 課税団体

- ①東京都(特別区の区域)
- ②政令指定都市
- ③首都圏整備法による既成市街地及び近畿圏整備法による既成都市区域を有する市
- ④人口 30 万人以上で令第 56 条の 15 で指定された市

※柏市は上記のうち，④に該当します。

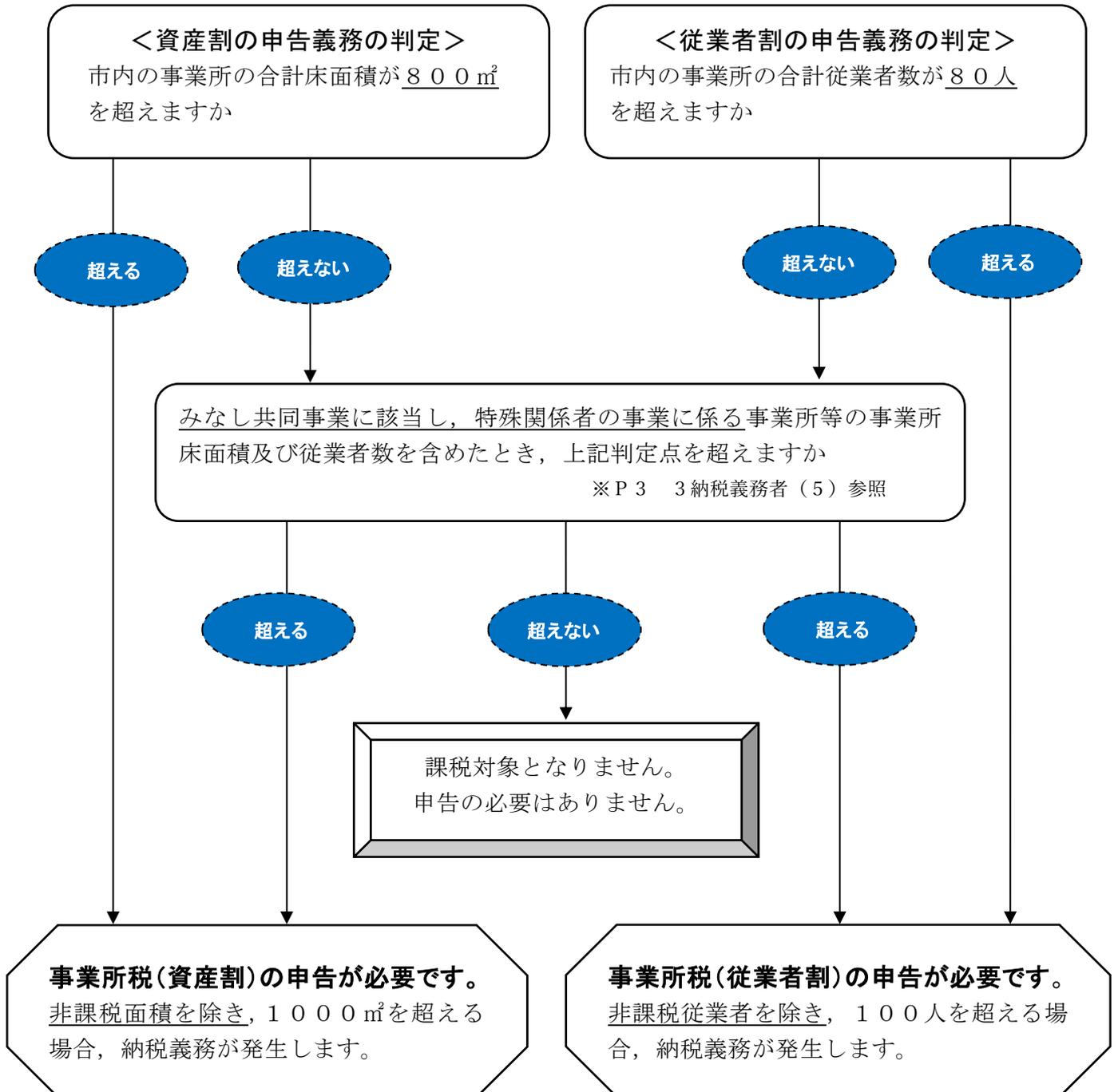
(4) 事業所税の構成

| | 資 産 割 | 従業者割 |
|----------|-----------------------|------------------|
| 課税客体 | 事業所等において法人又は個人の行う事業 | |
| 納税義務者 | 事業所等において事業を行う者 | |
| 課税標準算定期間 | 法人については事業年度 | |
| | 個人については1月1日～12月31日 | |
| 課税標準 | 事業所床面積 | 従業者給与総額 |
| 税 率 | 1㎡につき600円 | 100分の0.25 |
| 免税点 | 柏市内の事業所床面積 1,000㎡以下 | 柏市内の従業者総数 100人以下 |
| (判定日) | 課税標準の算定期間の末日の現況 | |
| 徴収方法 | 申告納付 | |
| 納付期限 | 法人については事業年度終了日から2か月以内 | |
| | 個人については翌年の3月15日まで | |

(5) 申告納税義務の判定

柏市内にある事業所の資産割、従業者割を算定期日末日現在で各々判定します。

※ 市内に複数の事業所がある場合は、合計の床面積・従業者数で判定します。



※ 「事業所税の申告が必要」な場合は、非課税及び課税標準の特例及び減免等を考慮し、実際の課税額を計算します。

2 課税対象

事業所税は、「事業所等」において、法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

事業所等とは、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、そこで継続して事業の行われる場所をいいます。したがって事務所、店舗、工場はもとより倉庫、材料置場、作業場、ガレージ等の家屋も含まれますが、臨時かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものは、事業所等の範囲に含まれません。また、人の居住用の部分は課税対象外となります。

事業所等において行われる事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供など、事業者が行うすべての経済活動をいいます。したがって、事業所等の家屋又は区画内において行われるものに限らず、例えば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

3 納税義務者

事業所等の納税義務者は、柏市内にある事業所等において事業を行う法人又は個人です。なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っていると認められる場合には、当該事業を行っている他の者が納税義務者となります。
- (2) 清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますのでその限りにおいて納税義務者となります。
- (3) 貸ビル等については所有者ではなく、貸室を借りて事業を行う者（テナント）が納税義務者となります。
- (4) 法人でない社団又は財団（人格のない社団等）で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、納税義務者となります。
- (5) 特殊関係者の事業とその特殊関係を有する者の事業とが同一の家屋内で行われている場合、その特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課せられます。

※ 特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいいます。詳しくは「11 特殊関係者のみなし共同事業」を御覧ください。

4 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額です。この場合、柏市内のすべての事業所等を合算して算出します。

4-1 課税標準の算定期間について

- (1) ・法人：事業年度
・個人：1月1日から12月31日まで ※

※個人の場合で年の中で事業を開始したり、廃止した場合には、次のようになります。

- ①年の中で事業を廃止した場合…その年の1月1日から廃止の日までの期間
②年の中で事業を開始した場合…開始の日からその年の12月31日までの期間
③年の中で事業を開始し年の中で事業を廃止した場合…開始の日から廃止の日までの期間

- (2) 当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に、当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積を課税標準とします。

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

※事業年度開始の日が月の途中から始まる場合は、起算日から翌月の起算日が応答する日の前日までを1月として、事業年度終了日の直前の起算日に応答する日の前日までの月数を足し合わせてください。

【事例】事業年度が9月21日から3月31日までの月数の数え方

| | | | |
|-------------|-----|-----------|--------|
| ・ 9/21～3/20 | ・・・ | <u>6月</u> | } 合計7月 |
| ・ 3/21～3/31 | ・・・ | <u>1月</u> | |

4-2 資産割

- (1) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における柏市内の各事業所等の床面積を合計した事業所床面積です。

- (2) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積（各階の合計床面積）をいいます。

ただし、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）があるときは、その事業者が専ら使用する部分（以下「専用部分」といいます。）の床面積に、その事業者の専用部分の床面積を各専用部分床面積の合計で除したものに共用部分の床面積を乗じて得た面積を加えたものが、当該事業者の事業所床面積となります。

- (3) 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供されているものをいいます。

貸ビル等の場合は、ビルの全体について事業所用家屋とはいわず、各入居者の事業所等ごとに事業所用家屋といいます。

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致し、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。なお、登記の有無は問いません。

(4) 共用部分とは、各入居者等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的にはエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等をいいます。

【事例】 事業所等と事業所等に係る共用部分（階段）がある場合

| | |
|-------------|-------|
| H 階 段 | C 3 F |
| | B 2 F |
| | A 1 F |

A事業所の床面積は

$$A + H \times \frac{A}{A + B + C} \text{ となります。}$$

(5) 課税標準の算定期間の中で事業所等が新設又は廃止された場合には、現実に事業所等としての機能を有していた期間に応じて月割計算により課税標準を算定します。

※属する月について

新設又は廃止の「属する月」は、事業年度開始の日が月の途中から始まる場合は、起算日から翌月の起算日が応答する日の前日までを1月として、事業年度終了日までを算定した場合に、当該新設又は廃止の日が含まれる月のことを示します。

①課税標準の算定期間の途中で新設された事業所等の事業所床面積

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

②課税標準の算定期間の途中で廃止された事業所等の事業所床面積

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

③課税標準の算定期間の途中で新設され，同期間の途中で廃止された事業所等の事業所床面積

$$\begin{array}{l} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

※ 事業所等の新設・廃止の場合の資産割についての月割課税は，支店・営業所等のようにそこで一単位の事業が行われていると認められるものの新設・廃止があった場合に限られるものであり，ひとつの事業所等における拡張，縮小等の単なる床面積の異動の場合は月割課税は行われず課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

※ 新設・廃止日とは，業務開始日（オープン日）・閉店日ではなく，準備期間等を含む，賃貸借契約期間の開始日・終了日となります。

(6) 事業を休止している場合

事業所等の床面積のうち，課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して事業を休止している施設に係るものは課税標準に含めません。

【事例】

①課税標準の算定期間の途中で新設された事業所等の事業所床面積

(1) A社(決算期3月31日)は、9月1日にa事業所(1,200㎡)を設置した。

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 設置の日(9/1) が属する月 | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 4/1- 4/30 | 5/1- 5/31 | 6/1- 6/30 | 7/1- 7/31 | 8/1- 8/31 | 9/1- 9/30 | 10/1- 10/31 | 11/1- 11/30 | 12/1- 12/31 | 1/1- 1/31 | 2/1- 2/28 | 3/1- 3/31 |
| 課税標準の算定期間は12月 | | | | | | | | | | | |

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{6 \text{ 月(使用した月数)}}{12 \text{ 月(課税標準の算定期間の月数)}} = 600 \text{ m}^2$$

(末日における事業所床面積)

(2) B社(決算期3月31日)は、6月2日に設立し、9月1日にb事業所(1,200㎡)を新設した。

| | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 設置の日(9/1) が属する月 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 6/2- 7/1 | 7/2- 8/1 | 8/2- 9/1 | 9/2- 10/1 | 10/2- 11/1 | 11/2- 12/1 | 12/2- 1/1 | 1/2- 2/1 | 2/2- 3/1 | 3/2- 3/31 |
| 算定期間は10月 | | | | | | | | | |

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{7 \text{ 月(使用した月数)}}{10 \text{ 月(課税標準の算定期間の月数)}} \times \frac{10 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 700 \text{ m}^2$$

(末日における事業所床面積)

②課税標準の算定期間の途中で廃止された事業所等の事業所床面積

C社(決算期4月20日)は、c事業所(1,000㎡)を10月31日に廃止した。(事業年度末時点で市内に事業所があり、申告義務がある)

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---|---|
| 廃止の日(10/31) が属する月 | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 4/21- 5/20 | 5/21- 6/20 | 6/21- 7/20 | 7/21- 8/20 | 8/21- 9/20 | 9/21- 10/20 | 10/21- 11/20 | 11/21- 12/20 | 12/21- 12/20 | 1/21- 2/20 | 2/21- 3/20 | 3/21- 4/20 | | |
| 課税標準の算定期間は12月 | | | | | | | | | | | | | |

$$1,000 \text{ m}^2 \times \frac{7 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 583.33 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)}$$

③課税標準の算定期間の途中で新設され、同期間の途中で廃止された事業所等の事業所床面積
 D社（決算期4月20日）は、d事業所（1,000㎡）を5月1日に設置し、同年11月30日に廃止した。（事業年度末時点で市内に事業所があり、申告義務がある）

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 4/21 -5/20 | 5/21- 6/20 | 6/21- 7/20 | 7/21- 8/20 | 8/21- 9/20 | 9/21- 10/20 | 10/21- 11/20 | 11/21- 12/20 | 12/21- 1/20 | 1/21- 2/20 | 2/21- 3/20 | 3/21- 4/20 |

課税標準の算定期間は12月

設置の日（5/1）
が属する月

廃止の日（11/30）
が属する月

$$1,000 \text{ m}^2 \times \frac{7 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = \underline{583.33 \text{ m}^2} \text{ (小数点第2位未満切捨)}$$

4-3 従業者割

- (1) 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に柏市内の各事業所等において従業者に支払われた従業者給与総額となります。課税標準の算定期間については、資産割と同様の考え方です。
- (2) 従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含みます。）に対して支払われる俸給、給与、賃金及び賞与（役員に対する利益処分による役員賞与は除きます。）並びにこれらの性質を有する給与（扶養手当、住宅手当、時間外勤務手当、宿日直手当、通勤手当、現物給与等（レクリエーション費用、観劇等の入場券、表彰記念品、食券）の総額をいいますが、ただし、所得税法上の非課税部分は除きます。その他、退職金、年金、恩給等は含まれません。
- (3) 従業者とは、一般従業者のほか、役員、日々雇用等の臨時の従業者などをいいますが、役員以外の障害者及び役員以外の年齢 65 歳以上の者は除かれます。また、雇用改善助成対象者（年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち、雇用保険法その他の法令に基づく国の雇用に関する助成に係る者）については、その者に支払われる給与等の額の 2 分の 1 に相当する額が控除されます。

注) 障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかについての判定は、これらの者に対する給与の計算の基礎となる期間の末日の現況によります。

したがって、課税標準の算定に当たっては、従業者の給与の計算の基礎となる期間（週給、月給）の末日において、障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者に該当することとなる者について、その者に係る給与等のうちその期間以後に係る給与等の額が控除されます。

従業者割における従業者の取扱い

| 従業者 | | 課税標準の算定 | 免税点の判定 |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------|
| 出向社員 | 出向元が給与を支払う | 出向元を含める | 出向元を含める |
| | 出向先が出向元に対して給与相当分を支払う | 出向先を含める | 出向先を含める |
| | 出向元と出向先が一部負担 | それぞれの会社を含める | 主たる給与等を支払う会社の従業者数に含める |
| 数社の役員を兼務する役員 | | それぞれの会社を含める | それぞれの会社を含める |
| 無給の役員 | | | 従業者数に含めない |
| 非常勤の役員 | | 従業者給与総額に含める | 従業者数に含める |
| 日々雇用等の臨時の従業員 (アルバイト) | | 従業者給与総額に含める | 従業者数に含める |
| パートタイマー | | 従業者給与総額に含める | 従業者数に含めない |
| 休職中の従業員 | | 従業者給与総額に含める | 給与等が支払われている場合は従業者数に含める |
| 中途退職者 | | 退職時までの給与は従業者給与総額に含める | 従業者数に含めない |
| 保険の外交員 | | 所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める | 従業者数に含める (営業等所得のみだけの者を除く) |
| 外国又は他市町村への長期派遣・長期出張 | | 従業者給与総額に含めない | 従業者数に含めない |
| 派遣法に基づく派遣労働者 | | 派遣元の従業者給与総額に含める | 派遣元の従業者に含める |

[従業者に係る用語の意味]

| | |
|---------|---|
| 出向 | 出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。 |
| パートタイマー | 形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務(1日の勤務時間 <u>6時間程度以下</u> のもの)をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。 |
| 出張 | 企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。 |
| 派遣 | 派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。 |
| 長期 | 課税標準の算定期間を超える期間のことをいいます。 |

5 税率

- (1) 資産割の税率：事業所床面積 1 m²につき 600 円
 従業者割の税率：従業者給与総額の 100 分の 0.25

- (2) 事業所税の納付税額：資産割と従業者割の合計額となります。

$$\text{税額} = \text{① 資産割額} + \text{② 従業者割額}$$

$$\text{税額} = \left[\text{課税標準となる事業所床面積} \times 600 \text{円} \right] + \left[\text{課税標準となる従業者給与総額} \times \frac{0.25}{100} \right]$$

$$\text{① 課税標準となる事業所床面積} = \text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{課税標準の特例適用に係る事業所床面積}$$

$$\text{② 課税標準となる従業者給与総額} = \text{従業者給与総額} - \text{非課税に係る従業者給与総額} - \text{課税標準の特例適用に係る従業者給与総額}$$

【端数処理】

- ・事業所床面積：1 m²の 100 分の 1 未満切捨て
- ・課税標準となる従業者給与総額：1,000 円未満切捨て
- ・資産割額及び従業者割額の合算額：100 円未満切捨て

6 免税点

床面積や従業者数が一定規模（免税点）以下の場合には課税されません。

免税点は資産割と従業者割ごとに課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

| 資産割 | 従業者割 | 納付税額 |
|-------|-------|------------|
| 免税点超 | 免税点超 | 資産割額＋従業者割額 |
| 免税点超 | 免税点以下 | 資産割額のみ |
| 免税点以下 | 免税点超 | 従業者割額のみ |
| 免税点以下 | 免税点以下 | なし |

- (1) 資産割については、柏市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計床面積が 1,000 m² 以下である場合には課税されません。

- ※ 非課税規定の適用に係る事業所床面積を除いて判定します。
- ※ 事業所等を休止している休止施設の床面積は判定基礎に含まれます。

- (2) 従業者割については、柏市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100 人以下である場合には課税されません。

- ※ 障害者及び 65 歳以上の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者を除いて判定します。
- ※ パートタイマー（1 日の勤務時間 6 時間程度以下のもの）は判定基礎から除きますが、そ

の給与等は従業者給与総額（課税標準）に含まれます。

(3) 免税点は基礎控除とは異なります。免税点を超えて事業所税が課税される場合には、免税点を超えた部分のみではなく、その全体が課税対象となります。

(4) 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

資産割の課税標準の算定と異なり、月割り計算により行うものではありません。

(5) 課税標準の算定期間を通して従業者数の変動が著しく、当該期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、当該期間に属する各月の末日現在における従業者数の合計を課税標準の算定期間の月数で除して得たものをもって、課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

※ 免税点以下であるため事業所税の納付税額がない方でも、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積の合計が 800 m²超又は従業者数の合計が 80 人超の場合には、申告書に必要事項を記載して申告していただく必要があります。

7 非課税

(1) 事業所税の非課税については、公共法人及び公益法人等について、これらの者が行う事業すべてを非課税とする場合（人的非課税）と、それぞれの用途に着目して非課税とされる場合（用途非課税）とがあり、その範囲は非課税一覧表（P20～P27）のとおりです。

(2) 非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

8 課税標準の特例

(1) 非課税とされる都市施設以外の都市施設、広大な面積を有することが不可欠な業種、その他、国が法令に基づいてその設置を奨励する一定の施設等については、事業所税の特例措置が講じられています。

これらの課税標準の特例措置には、非課税と同様に人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。具体的には、課税標準の特例一覧表（P28～P31）の各号に掲げる施設について、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

(2) 課税標準の特例規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(3) 課税標準の特例対象一覧表に掲げた課税標準の特例規定のうち、2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

①法第701条の41第1項

②法第701条の41第2項

③法附則第33条の第1項～3項及び5項，6項

※ 先の順序の特例規定を適用することにより控除すべき面積を控除した後の面積が，続く特例規定の対象床面積となります。

※ 法第701条の41第1項各号の重複適用は行わず，資産割及び従業者割について，それぞれ控除割合の高いものを適用します。

9 減免

(1) 柏市においては，減免対象一覧表（P32～P33）に掲げる施設等（災害により事業所用家屋が著しく損害を受けた場合，及び公益上その他特別の事由がある場合）について減免措置を講じています。

(2) 減免を受けようとする場合は，申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。

(3) 減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は，課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

10 申告納付

(1) 事業所税は，納税者自身で納付すべき税額を計算し，その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されています。

申告納付期限は，法人にあっては各事業年度終了の日から2ヶ月以内，個人にあっては翌年の3月15日までとなります。

(2) 申告及び納付が必要となるのは，柏市内において事業を行っている者で，課税標準の算定期間の末日現在において，事業所床面積の合計が1,000㎡超又は従業者数の合計が100人超の場合です。

※ 免税点以下であるため事業所税の納付税額がない方でも，次のいずれかに該当する場合は，申告書に必要事項を記載して申告していただく必要があります。

① 課税標準の算定期間の末日の現況において，事業所床面積の合計が800㎡超又は従業者数の合計が80人超の場合

② 前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった者

(3) 申告税額等に不足額のある場合には，遅滞なく修正申告を提出するとともに，修正申告により増加した税額を納付してください。

(4) 申告書に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと，又は計算誤りがあったことにより，過大となる場合，更正の請求ができます。

更正の請求ができるのは，法定納期限から5年以内です。

11 特殊関係者のみなし共同事業 (法 701 の 32②)

本人の親族，その他の特殊関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有している場合には，免税点の判定に次のような特例があります。

(1) 特殊関係のみなし共同事業が適用される場合

特殊関係者が行う事業が，特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内（同一家屋内）において行われる場合には，これらの特殊関係者が行っている事業を，特殊関係者を有する者と特殊関係者の共同事業とみなします。

ただし，同一家屋内で共同事業を行っている場合でも，**次の要件を同時に満たす場合にはみなし共同事業の適用はありません。**

① 特殊関係者が行っている事業が特殊関係者を有する者と意思を通じずに行われている場合

② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合

なお，みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は，個人にあっては個人に係る課税期間の末日，法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。

[地方税法施行令第 5 6 条の 2 1 第 2 項]

(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者は，次に掲げるものをいいます。[地方税法施行令第 5 条第 1 項]

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者，直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）で判定対象者と生計を一にし，又は，判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ①②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で，判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げるものを除く）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には，その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同属会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において，その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※同族会社とは…

株主等の 3 人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人の発行

済株式又は出資の総数又は総額の出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の100分の50を超える数に該当する会社をいいます。

[法人税法第2条第10項]

※⑤の規定は個人に限られます。よって、下図の場合においてY社は⑥の規定により特殊関係者を有する者（特殊関係者はZ社）となりますが、Z社は特殊関係者を有する者とはなりません。



(3) 特殊関係者のみなし共同事業が適用された場合の免税点の判定

① 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者は、免税点の判定の際に共同事業とみなされた事業を単独で行うものとみなされますので、免税点の判定は、共同事業とみなされた事業所等に係る事業所床面積及び従業者数と、自己の事業所床面積及び従業者数の合算で免税点判定を行います。[地方税法施行令第56条の75第2項]

② 特殊関係者（その者が特殊関係者を有する者とならない場合に限る）

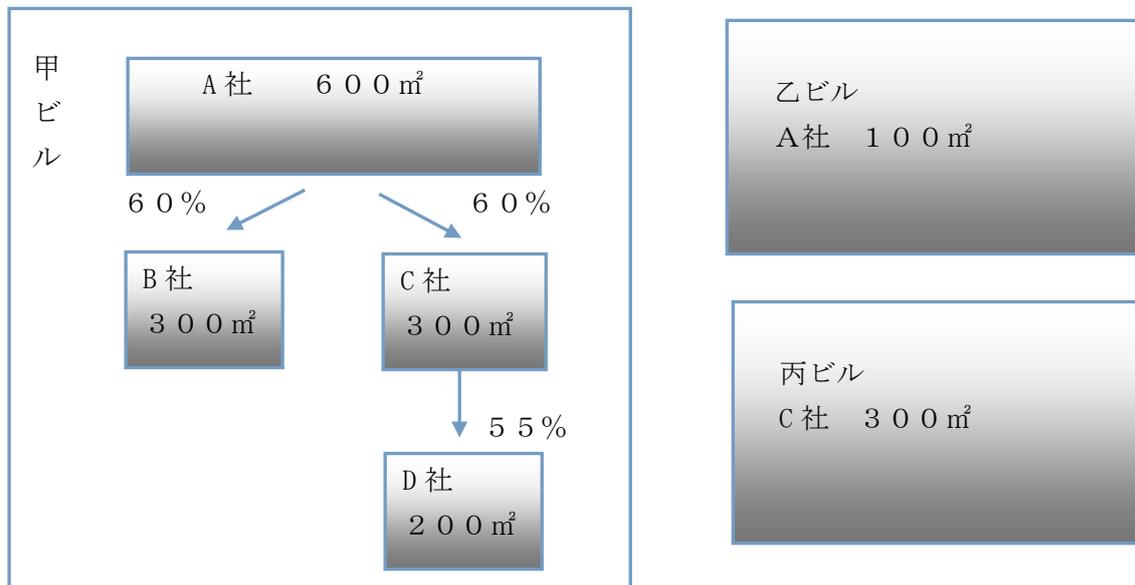
特殊関係者においては、自己の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数だけで判定することになります。

※このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(4) 特殊関係者のみなし共同事業の課税標準

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされた事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準の算定においては、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となります。

(例) B社、C社、D社は同族会社である。次のような場合、各社の免税点判定及び課税標準の算定はどのようになりますか



- ① A社を判定対象者とした場合
 B社及びC社は、判定対象者（A）を判定の基礎として同族会社に該当します。
 従って、A社は特殊関係者を有する者となり、B社とC社が特殊関係者となります。
- ② B社を判定対象者とした場合
 C社及びD社は、判定対象者（B）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）（これらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（Cを含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社となる。
 従って、B社は特殊関係者を有する者となり、C社とD社が特殊関係者となります。
- ③ C社を判定対象者とした場合
 D社は、判定対象者（C）を基礎として同族会社に該当する会社となり、また、B社は、判定対象者（C）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社となる。
 従って、C社は特殊関係者を有する者となり、B社とD社が特殊関係者となります。
- ④ D社を判定対象者とした場合
 特殊関係者の範囲に該当するものはなく、共同事業とみなされるものではありません。

| 判定対象者 | 免税点の判定 | 課税標準 |
|-------|---|--------------------|
| A社 | A (甲ビル) + A (乙ビル) + $B + C$ (甲ビル) = 1300 m ² | 700 m ² |
| B社 | $B + C$ (甲ビル) + $D = 800$ m ² | 免税点以下 |
| C社 | C (甲ビル) + C (丙ビル) + $B + D = 1100$ m ² | 600 m ² |
| D社 | D (甲ビル) = 200 m ² | 免税点以下 |

12 事業所等の開設・廃止及び貸付に係る申告

- (1) 事業所税の納税義務者が柏市内に事業所を新設し、もしくは廃止したときは、当該新設又は廃止の日から1ヶ月以内に、「事業所等新設（廃止）申告書」を提出してください。
- (2) 事業所税の納税義務者に、事業所用家屋を貸付けている方は、その貸付を行った日から1ヶ月以内に、「事業所用家屋(貸ビル等)貸付申告書」を提出してください。
貸付状況に異動が生じた場合にも同様に申告してください。

13 加算金

(1) 加算金

過少な申告をした場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告をしなかった場合には不申告加算金がそれぞれ課されます。

| 種類 | 区分 | 加算割合 |
|---------|---|------|
| 過少申告加算金 | 更正又は修正申告により納付すべき税額 | 10% |
| | (納付すべき税額のうち、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分) | 15% |
| 不申告加算金 | 納付すべき税額 | 15% |
| | (納付すべき税額のうち、50万円を超える部分) | 20% |
| | 更正又は決定があるべきことを予知しておらず、申告した又は修正申告をした場合の納付すべき税額 | 5% |

(2) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合には、加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

(3) 加算金の加重措置

過去5年以内に不申告加算金又は重加算金が課され、再び不申告加算金又は重加算金が課される場合の加算金は、それぞれさらに 10%加重して課されます。

14 延滞金

(1) 計算方法

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%【※1】（ただし次の表の期間は年 7.3%【※2】）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

【年 7.3%の適用表】

| 申告書の提出 | 年 7.3%の適用期間 |
|-----------------|---|
| 申告納付期限までに提出した場合 | 申告納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 |
| 申告納付期限後に提出した場合 | 申告書を提出日した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 |
| 修正申告書の場合 | 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 |

令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金については次のとおりとなります。

※1 延滞金特例基準割合（注 1）に年 7.3%を加算した割合（上限は年 14.6%）

※2 延滞金特例基準割合（注 1）に年 1%を加算した割合（上限は年 7.3%）

注 1 延滞金特例基準割合とは

平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に年 1%の割合を加算した割合をいいます。

（令和 2 年 1 月 31 日以前の期間に対応する延滞金については、ホームページをご参照ください。）

(2) 端数金額等の取り扱い

延滞金の計算の基礎となる納付すべき税額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、税額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。また、計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、計算した延滞金の額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

15 マイナンバー導入に伴う変更点

平成 27 年 10 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されました。

これに伴い、平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の申告書については法人番号、また、平成 28 年分以後の年分の個人事業の申告書については個人番号の記載をしていただく必要があります。

個人事業の方は、申告書の提出時にご本人様確認及び個人番号確認のため、身分証明書（運転免許等）と番号確認のための書類（通知カード等）の提示が必要です。郵送での提

出の場合には、これらの写しを添付して申告書を提出してください。

非 課 税 一 覧

(1) 人的非課税

次に掲げる者に対しては、事業を行う者の人格に着目して非課税となります。

- ① 国，非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人（法701の34①）
- ② 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等（法701の34②）
ただし、収益事業に係る部分については非課税にはなりません。

※ 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

(2) 用途非課税

次の用途に供される施設については全部（○印）又は一部（割合）が非課税になります。

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|--|----------|------------|
| 1 教育文化施設（法701の34③3） 博物館法第2条第1項に規定する博物館，図書館法第2条第1項に規定する図書館，学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園 | ○ | ○ |
| 2 公衆浴場（法701の34③4） 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で，知事が入浴料金を定める公衆浴場 | ○ | ○ |
| 3 と畜場（法701の34③5） と畜場法第3条第2項に規定すると畜場 | ○ | ○ |
| 4 死亡獣畜取扱場（法701の34③6） 化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場 | ○ | ○ |
| 5 水道施設（法701の34③7） 水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設 | ○ | ○ |
| 6 一般廃棄物の収集等の事業の用に供する施設（法701の34③8） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により，市町村長の委託を受けて行う一般廃棄物の収集，運搬又は処分の事業の用に供する施設 | ○ | ○ |
| 7 病院、診療所等（法701の34③9） 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所，介護保険法等8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに看護師，准看護師，歯科衛生士等医療関係者の養成所 | ○ | ○ |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|---|----------|------------|
| <p>8 社会福祉施設等（法 701 の 34③10～10 の 9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設 ・児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育施設 ・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園 ・老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設 ・社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 ・介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ・児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業，同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業，同条第 12 項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設 | ○ | ○ |
| <p>9 農林漁業者生産施設等（法 701 の 34③11）</p> <p>農業，林業，漁業を営む者が直接生産の用に供する施設</p> | ○ | ○ |
| <p>10 農業協同組合，水産業協同組合，森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設（法 701 の 34③12）</p> <p>農業協同組合，水産業協同組合，森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設</p> | ○ | ○ |
| <p>11 卸売市場及びその機能補完施設（法 701 の 34③14）</p> <p>卸売市場法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場，その機能を補完する付設集団売場等，指定場外保管場所</p> | ○ | ○ |
| <p>12 電気事業の用に供する施設（法 701 の 34③16）</p> <p>電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業，同項第 10 号に規定する送電事業，同項第 11 号の 2 に規定する配電事業，同項第 14 号に規定する発電事業又は同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> | ○ | ○ |
| <p>13 ガス事業の用に供する施設（法 701 の 34③17）</p> <p>ガス事業法第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業又は同条第 9 項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが，直接又は間接に同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者が維持し，及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設</p> | ○ | ○ |
| <p>14 中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する施設（法 701 の 34③18）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が，都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの</p> | ○ | ○ |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|---|----------|------------|
| <p>15 中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等（法 701 の 34③19）</p> <p>イ 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項第 5 号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>ロ 総合特別区域法第 2 条第 3 項第 5 号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> | ○ | ○ |
| <p>16 鉄道事業用施設（法 701 の 34③20）</p> <p>鉄道事業法第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者又は軌道法第 4 条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設</p> | ○ | ○ |
| <p>17 自動車運送事業の用に供する施設（法 701 の 34③21）</p> <p>次に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車 ・貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送業 ・貨物利用運送事業法第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業のうち、同条第 4 項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ・貨物利用運送事業法第 2 条第 8 項に規定する第 2 種貨物利用運送事業のうち、同条第 3 項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの | ○ | ○ |
| <p>18 バスターミナル又はトラックターミナル（法 701 の 34③22）</p> <p>自動車ターミナル法第 2 条第 6 項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設</p> | ○ | ○ |
| <p>19 国際路線航空機が使用する航空運送事業の用に供する施設（法 701 の 34③23）</p> <p>国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの</p> | ○ | ○ |
| <p>20 電気通信事業の用に供する施設（法 701 の 34③24）</p> <p>専ら公衆の利用を目的として電気通信設備を設置して電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供する同条第 4 号に規定する電気通信事業を営む者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設</p> | ○ | ○ |
| <p>21 一般信書便の事業の用に供する施設で一定のもの（法 701 の 34③25）</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの</p> | ○ | ○ |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 | | | | | | | | | | |
|---|--|------------|----------------------------|-------------|----------------------------------|--|-------------|-----------------|----------------------|----------------------------------|---|---|
| <p>22 郵便事業の用に供する施設で一定のもの（法 701 の 34③25 の 2）</p> <p>日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設</p> | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| <p>23 勤労者の福利厚生施設（法 701 の 34③26）</p> <p>事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象となります。</p> <p>福利厚生施設とは、下表のとおり、事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で、直接事業の用に供されていないものをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="194 943 1334 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 943 746 999">施設名</th> <th data-bbox="746 943 1334 999">非課税適用の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 999 746 1095">体育館、売店、食堂、役員食堂、娯楽室、診療室、理髪室</td> <td data-bbox="746 999 1334 1095">非課税として扱います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1095 746 1200">研修所、トイレ、物置、車庫、応接室 通勤の為の施設、湯沸室</td> <td data-bbox="746 1095 1334 1200">事業用のものとされます。 (福利厚生施設である非課税施設に該当しませ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1200 746 1279">社宅、寮、寄宿舎、神社</td> <td data-bbox="746 1200 1334 1279">事業所税の対象とはなりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1279 746 1375">廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等</td> <td data-bbox="746 1279 1334 1375">これらの占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますが、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは、福利厚生施設に該当しません。例えば、制服や作業服等の着用が義務付けられている事業所の更衣室、夜間勤務者のための仮眠室及び宿泊室等、工場等の現場作業員のための浴室等については、業務用施設であり、福利厚生施設に該当しません。</p> <p>また、事務室や会議室と兼用の休憩室等や、壁により固定独立していない空間については非課税に該当しません。</p> | 施設名 | 非課税適用の可否 | 体育館、売店、食堂、役員食堂、娯楽室、診療室、理髪室 | 非課税として扱います。 | 研修所、トイレ、物置、車庫、応接室 通勤の為の施設、湯沸室 | 事業用のものとされます。 (福利厚生施設である非課税施設に該当しませ) | 社宅、寮、寄宿舎、神社 | 事業所税の対象とはなりません。 | 廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等 | これらの占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。 | ○ | ○ |
| 施設名 | 非課税適用の可否 | | | | | | | | | | | |
| 体育館、売店、食堂、役員食堂、娯楽室、診療室、理髪室 | 非課税として扱います。 | | | | | | | | | | | |
| 研修所、トイレ、物置、車庫、応接室 通勤の為の施設、湯沸室 | 事業用のものとされます。 (福利厚生施設である非課税施設に該当しませ) | | | | | | | | | | | |
| 社宅、寮、寄宿舎、神社 | 事業所税の対象とはなりません。 | | | | | | | | | | | |
| 廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等 | これらの占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。 | | | | | | | | | | | |

| 施 設 | 資産 割 | 従業 者割 |
|---|---------|----------|
| <p>24 路外駐車場（法 701 の 34③27）</p> <p>駐車場法に規定する路外駐車場をいい、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 駐車場法第 2 条第 2 項に規定する駐車場（以下、特定路外駐車場）で都市計画において定められたもの</p> <p>② 特定路外駐車場で駐車場法第 1 2 条による届出駐車場（上の①を除く）</p> <p>③ ①、②以外で、総務省令で定める特定路外駐車場のうち、次に掲げる施設から一定の距離（200m）の範囲内に設置されるもので、不特定多数の者の利用に供されるもの</p> <p>ア 駅等の交通施設</p> <p>イ 美術館、図書館、博物館等の文化施設</p> <p>ウ 都道府県庁、市役所等の公的施設</p> <p>エ 商店街、大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあつては、他の大型店舗に限る。）</p> <p>オ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学</p> <p>カ その他公益上必要な施設</p> <p><u>なお、利用者が限定されるような表示や監視がなされている場合、路外駐車場には該当しません。</u></p> <p>（注）一般公共の用に供されるものであれば、有料、無料を問わず路外駐車場となります。従って、次に掲げる部分は路外駐車場に該当しませんので、課税対象となります。</p> <p>キ 駐車場の駐車部分のすべてを月極貸（年貸）する場合の全部</p> <p>ク 駐車場の一部について月極貸（年貸）をしている場合の当該一部</p> | ○ | ○ |
| <p>25 都市計画において定められた自転車等駐車場（法 701 の 34③28）</p> <p>原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p> | ○ | ○ |
| <p>26 高速道路事業の用に供する施設（法 701 の 34③29）</p> <p>各高速道路株式会社が高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> | ○ | ○ |
| <p>27 特定防火対象物の消防用設備等及び防災施設等（法 701 の 34④）</p> <p>消防法に規定する防火対象物で多数の者が出入りする一定のものに設置される消防用設備等及び当該防火対象物に設置される防災に関する施設又は設備をいいます。対象となる防火対象物、消防用設備等及び防災に関する施設又は設備は、別表（P25～P27）のとおりです。</p> | ○ | — |
| <p>28 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（法 701 の 34⑤）</p> <p>港湾運送事業者法第 9 条第 1 項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額</p> | — | ○ |

別表

百貨店、旅館等の多数の者が出入りする特定防火対象物の消防用設備等及び防災施設等
(法 701 の 34④)

(ア) この規定の適用を受ける建物

消防法第 17 条第 1 項に規定されている防火対象物のうち政令で定めるものだけが、この非課税規定の適用を受けるものであり、具体的には次に掲げるものがこれに該当します。

別表 1 **特定防火対象物一覧表** (消防法施行令別表第 1 より抜粋)

| | |
|--------|--|
| (1) | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会 |
| (2) | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。 |
| (3) | イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店 |
| (4) | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| (5) | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの |
| (6) | イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 |
| (9) | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの |
| (16) | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの |
| (16の2) | 地下街 |
| (16の3) | 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) |

※ 消防法施行令別表第 1 に定める防火対象物のうち、上表に挙げていないオフィスビル(15)・工場(12)・駐車場(13)等は上記非課税規定の適用がありませんので注意して下さい。

(イ) この規定の適用を受ける施設・設備等

(ア) の建物のうち、事業所税の資産割についてその事業所床面積が非課税であるとされるのは、消防法又は建築基準法で設置が義務付けられる施設・設備等で、かつ、その施設・設備等について充たしていなければならない技術的な基準等がそれぞれの法律及び施行令等で定められている施設・設備等に係る床面積ですが、具体的には次に掲げる施設・設備等が該当します。

別表2 **消防用設備等** (事業所用床面積を占有する場合に限る)

全部非課税となります

| 区 分 | | 非 課 税 対 象 設 備 |
|-----------------------|---------|--|
| 消 防 用 設 備 | 消 火 設 備 | 1 消火器及び簡易消火器（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩） 2 屋内消火栓設備 3 スプリンクラー設備 4 水噴霧消火設備 5 泡消火設備 6 不活性ガス消化設備 7 ハロゲン化物消火設備 8 粉末消火設備 9 屋外消火栓設備 10 動力消防ポンプ設備 |
| | 警 報 設 備 | 1 自動火災報知設備 2 ガス漏れ火災報知設備 3 漏電火災警報器 4 消防機関へ通報する火災報知設備 5 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン及び放送設備） |
| | 避 難 設 備 | 1 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2 誘導灯及び誘導標識 |
| 消 防 用 水 | | 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水 |
| 消火活動上必要な施設 | | 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、無線通信補助設備、非常コンセント設備 |

別表3 防災に関する施設又は設備 (事業所用床面積を占有する場合に限る)

| 非課税対象となる床面積 | 非課税割合 | 適用 |
|--|-----------------------|--|
| 1 階段 ○避難階段の階段室 ○特別避難階段の階段室及びその附室 ○直通階段（避難階段及び特別避難階段を除きます）で避難階に通じるもの（傾斜路を含みます） | 全部 全部 1 / 2 | (1) 避難階段とは耐火構造の壁で遮断した階段をいいます。特別避難階段とは避難階段の階段室が屋内と附室又はバルコニーにより連絡される構造を有するものです。（建築基準法施行令第123条） (2) 避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。 |
| 2 避難階における屋外の出入口 | 1 / 2 | 屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税となります |
| 3 廊下の部分 | 1 / 2 | 廊下の幅について、建築基準法施行令第119条で最小限保有しなければならないこととされている幅を超えて保有している場合は、当該廊下の全部が1/2非課税の対象となります。 |
| 4 中央管理室 | 1 / 2 | 高さが31mを超える建物及び1,000㎡を超える地下街に設置され、以下の設備又は装置を設置しているものに限り（③に係る部分を除きます。） ①排煙設備の制御及び作動の監視に係る設備 ②非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及びかご内と連絡する電話装置 ③消防法施行令第23条第1項の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、消防機関へ通報する火災報知設備 |
| 5 準耐火構造で区画された部分 ○吹抜けとなっている部分 ○階段の部分 ○昇降機の昇降路の部分 ○ダクトスペースの部分 ○その他これらに類する部分 | 1 / 2 | 準耐火構造の床、壁等で区画されたもの（1, 2, 6に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。） |
| 6 非常用エレベーター ○昇降機の昇降路 ○乗降ロビー ○附置される予備電源 | 全部 | 非常用エレベーターは高さ31mを超える建築物に設置が義務づけられており、乗降ロビーは構造要件の一つとされているため、当該乗降ロビーを含めて非課税が適用されます。 |
| 7 市の条例に基づき設置する避難通路 ○スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの | 全部 | スプリンクラー設備は消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限りします。 |
| 8 市の条例に基づき設置する避難通路 | 1 / 2 | 7に掲げるものを除きます。 |
| 9 市の条例に基づき設置する喫煙所 | 1 / 2 | |

課税標準の特例一覧

(1) 人的な課税標準の特例

法人税法第2条第7号の協同組合(農業協同組合, 中小企業等協同組合(企業組合を除きます。)) 信用金庫, 労働金庫, 消費生活協同組合等)は, 資産割・従業者割の課税標準の2分の1が控除されます。(法701の41①1)

(2) 用途による課税標準の特例

次の用途に供される施設は, 課税標準について特例が適用されます。

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|---|-------|---------|
| 1 専修学校・各種学校等 (法701の41①2) 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設 | 1/2 | 1/2 |
| 2 公害の防止又は資源の有効利用施設 (法701の41①3) 事業活動に伴って生ずるばい煙, 汚水, 廃棄物等の処理等公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で, 専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限ります。 a. 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除外施設 ただし, 汚水, 廃液, 下水の有用成分を回収すること又は汚水, 廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。 b. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第6項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設 c. 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 e. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 f. ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2号に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類又はダイオキシン類を含む汚水・廃液の処理施設(ただし, 汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること, 又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。) | 3/4 | — |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|--|----------|------------|
| <p>3 産業廃棄物の収集等の事業の用に供される施設（法 701 の 41①4） 次の事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> <p>a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 1 4 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 1 5 条の 4 の 2 第 1 項の再生利用の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>b. 広域臨海環境整備センター法第 1 9 条の規定による業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>c. 浄化槽法第 3 5 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</p> <p>d. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 2 0 条第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> | 3/4 | 1/2 |
| <p>4 家畜取引法に規定する家畜市場（法 701 の 41①5） 家畜取引法第 2 条第 3 項に規定する家畜市場</p> | 3/4 | — |
| <p>5 生鮮食品の価格安定に資することを目的として設置される施設（法 701 の 41①6） 公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設</p> | 3/4 | — |
| <p>6 みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造用施設（法 701 の 41①7） みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設</p> | 3/4 | — |
| <p>7 木材市場又は木材保管施設（法 701 の 41①8） せり売り等の方法により定期的に開催される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する簡易構造の木材保管施設</p> | 3/4 | — |
| <p>8 ホテル、旅館用施設（法 701 の 41①9） 旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設</p> <p>a. 客室</p> <p>b. 食堂（もっぱら宿泊客の利用に供する施設に限ります。）</p> <p>c. 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除きます。）</p> <p>d. ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの <u>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。）</u></p> | 1/2 | — |
| <p>9 港湾施設のうち一定のもの（法 701 の 41①10） 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設</p> | 1/2 | 1/2 |
| <p>10 港湾施設の上屋、倉庫（法 701 の 41①11） 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの</p> | 3/4 | 1/2 |
| <p>11 外国貿易コンテナ施設（法 701 の 41①12） 外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌きの用に供する施設</p> | 1/2 | — |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|--|----------|------------|
| 12 港湾運送事業の用に供する上屋（法 701 の 41①13） 港湾運送事業法第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 | 1/2 | — |
| 13 営業用倉庫（法 701 の 41①14） 倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 | 3/4 | — |
| 14 タクシー事業の用に供する施設（法 701 の 41①15） 道路運送法第 3 条第 1 項ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第 2 条第 3 項に規定するタクシー事業に限る。ハイヤーは含まれません。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設 | 1/2 | 1/2 |
| 15 公共の飛行場に設置される施設（法 701 の 41①16） 公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設（国際路線に就航する航空機が使用するものを除く）で、格納庫、運行管理施設、航空機整備施設等 | 1/2 | 1/2 |
| 16 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの（次号に掲げるものは除く）（法 701 の 41①17） 流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等 | 1/2 | 1/2 |
| 17 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの（法 701 の 41①18） 流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 | 3/4 | 1/2 |
| 18 特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの（法 701 の 41①19） 民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 | 1/2 | 1/2 |
| 19 心身障害者を多数雇用する事業所等（法 701 の 41②） 心身障害者を多数雇用する事業所等とは次の a から c のすべてに該当するものをいいます。 a. 障害者の雇用の促進等に関する法律第 4 9 条第 1 項第 6 号による助成金の支給を受けているもの b. 常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者）の数に精神障害者である短時間労働者（短時間労働精神障害者）の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を加算した数が 10 人以上であるもの c. 常時雇用する労働者（短時間労働者を除きます。）の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、1 人を 2 人として計算します。）と短時間労働重度心身障害者の数に短時間労働精神障害者の数の 2 分の 1 を乗じて得た数を合計した数の割合が 2 分の 1 以上であるもの ここでいう心身障害者・短時間労働者・重度心身障害者・精神障害者とは、それぞれ障害者の雇用の促進等に関する法律に規定するものをいいます | 1/2 | — |

| 施 設 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|--|----------|------------|
| <p>20 特定農産加工事業用施設（法附則 33⑤）</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法第 3 条第 1 項の規定による承認を受けた特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設</p> <p>【法人】令和 8 年 3 月 3 1 日までに終了する事業年度分まで</p> <p>【個人】令和 7 年分まで</p> | 1/4 | — |
| <p>21 特定事業所内保育施設（法附則 33⑥）</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に子ども・子育て支援法に基づく政府から企業主導型保育事業の補助を受けた事業所内保育施設</p> | 3/4 | 3/4 |

減 免 対 象 一 覧

| 条 項 適 用 | 対 象 | 要 件 等 | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|--|------------------------|---|----------|-------------|
| 条例第 144 条第 1 項第 1 号 | | | | |
| | 災害等により損害を受けた家屋 | 事業所用家屋について天災その他の災害により被害を受けた場合で事業所税の納付が著しく困難であると認められる場合 | | 市長が適当と認める割合 |
| 条例第 144 条第 1 項第 2 号 | | | | |
| 1 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設 | | | | |
| | 教科書の出版の事業の用に供される施設 | 教科書の出版に係る売上金額が総売上金額の 2 分の 1 を超える場合の教科書の出版事業用施設 | 1/2 | 1/2 |
| | 演劇興行業の用に供する施設 (劇場等) | ① 公の助成を受けている芸能の上演等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの | 1/2 | — |
| | | ② ①以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台等の部分の延べ面積が客席部分の延べ面積以上であるもの(減免の対象は当該舞台等の部分のみ) | 1/2 | — |
| | 指定自動車教習所 | 道路交通法に規定する指定自動車教習所 | 1/2 | 1/2 |
| | 修学旅行用バス施設 | 道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で、事務所以外の施設 | | 一定 割合 |
| 2 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設 | | | | |
| | 酒類卸売業保管倉庫 | 酒税法に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫 | 1/2 | — |
| | タクシー事業用施設 | 台数が 250 台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設 | ○ | ○ |
| | 小規模企業者等設備導入資金助成施設 | 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設 | ○ | ○ |
| | 農林中央金庫等 | 農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設 | ○ | ○ |

| 条 項 | 適 用 | 対 象 | 要 件 等 | 資 産 割 | 従 業 者 割 | |
|---------------------------------------|-----|---|--|----------|---------------------|--|
| | | 農業協同組合等 | 農業協同組合，森林組合及びこれらの組合の連合会等が農林水産業者の共同利用に供する施設 | ○ | ○ | |
| | | 果実飲料等の保管用倉庫 | 日本農林規格に規定する果実飲料又は炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積 3,000 平方メートル以下の場合に限る。) | 1/2 | — | |
| | | 倉庫及び上屋 | 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業用の上屋で，本市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 平方メートル未満であるもの | ○ | ○ | |
| 3 その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの | | | | | | |
| | | ビルメンテナン ス業用施設 | ビルの室内清掃，設備管理等の事業を行う者の事務所又は事業所(直接従事する者の分に限る) | — | ○ | |
| | | 列車内売店 事業用施設 | 列車内において食堂及び売店の事業を行う者の事務所又は事業所(直接従事する者の分に限る) | — | 1/2 | |
| | | 古紙回収 事業用施設 | 古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 | 1/2 | — | |
| | | 家具保管用 施設 | 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設 | 1/2 | — | |
| | | 製綿業等の 保管施設 | ねん糸・かさ高加工糸，織物及び綿の製造を行う者等が，原材料又は製品の保管の用に供する施設 | 1/2 | — | |
| | | つけもの 製造用施設 | 野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設 | 3/4 | — | |
| | | 4 その他前 3 項に掲げる施設等との均衡上市長が特に減免を必要と認める施設等 | | | 市長が適 当と認め る割合 | |

令和7年3月発行

柏市役所財政部市民税課

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
電話 04-7168-1612